

新たな情報通信技術戦略の策定に関する意見

1. 個人／団体の別：個人
2. 氏名／団体名：非公開
3. 連絡先：非公開
4. ご意見：

○新IT戦略骨子案においては、過去のIT戦略からの非連続的な飛躍を図るとしてはいますが、従来の事業を進める際の構図（既得権等）が温存されれば、いくら言葉が踊っても結局何も変わらないことになり、税金の無駄遣いのそしりから逃れることはできません。また、各国が新たな電子行政の取組を加速化する中で、我が国においてそうした構図を温存したままで事業を推進しても、そこから世界をリードするような先進的な技術やノウハウは生まれません。今後は、政治主導の下で、各府省の垣根を超え、施策間の連携、そして国と地方の連携を密にするとともに、ベンダーロックインもしっかり排除したかたちで、IT本来の効果である効率化、高度化が十分に発揮できる新たな電子行政の実現に邁進していくべきと考えます。

○国・地方に依らず業務処理の多くが情報システムに依存している中で、最近の事例としては、後期高齢者医療制度や地方税年金特徴制度導入時など、国における法制度改正等の度に、自治体は既存システムの大幅な改修や新たなネットワーク接続対応を迫られ、大きな負担が発生しています。今後さらに、民主党がマニフェストに掲げる「後期高齢者医療制度の廃止」や「国の出先機関の原則廃止」、「税と社会保障制度共通の番号制度の導入」など、次々と現行制度の改廃や新制度の導入などが行われることを考えた場合、自治体は、経費的にも人的にも対応不可能という事態に陥ることが危惧されます。このため、今後の電子行政の推進にあたっては、国と自治体間における協議の場を設け、特に自治体の現場の声を十分に聞きながら、国・地方一体となった取組を進めていくべきと考えます。

○国民IDに関して、自治体は法廷受託事務も含めて業務を遂行することが役割であり、その責任を有している認識でありますが、情報自体に関する責任がどのようになっているかという認識は必ずしもありません。本来、情報資産台帳でどのような情報を保有していて、その中の個人情報などがどのように取得・複写・移動・廃棄されるかを把握すべきなのですが、どの自治体もできておらず、自治体は個人情報を責任をもって管理しているということではなく、ただ外部に漏れいしないように気をつけているにすぎません。民間企業が取得するPマークやISMSでは、基本的な考え方として、業務とシステムの第三者監査を経ることによって個人情報の取り扱いの透明性を確保していますが、現在自治体で行っている情報セキュリティの取り扱いのレベルは非常に低いところにあります。「原口5原則」の「自らの情報を不正に利用・ストックされず、確

認・修正が可能な、自己情報をコントロールできる仕組み」は当然、自治体の保有する情報も対象になるものであり、これを可能とするための制度を整えた上でシステムの整備が必要となりますが、自治体の情報システムについて言えば、銀行の情報システム並みのシステム監査をクリアしていることが絶対条件になると考えられます。そして、自治体の情報システムをこのレベルまで持っていくためには、現在かかっている経費の数倍の経費がかかると想定されます。ただでさえ自治体財政が厳しく、毎年度経費を大幅にしている中で、こうした対応をすることは不可能です。従って、骨子案の例示されているような国民本位の電子行政を実現するためには、根本的に自治体の情報システムのあり方を変えることが絶対に必要になると考えます。この解決策の一つとして、国・自治体共通の電子行政専用の行政内部に閉じたネットワークを整備し、そのネットワーク上に、国・自治体が共用する電子行政専用のクラウドデータセンターを国内に分散整備し(=冷熱エネルギーや風力、地熱など自然エネルギーを活用した低 PUE の環境配慮型データセンターを分散して設置)、そのデータセンター内に国・自治体、そして民間企業が電子行政向けのアプリケーションを構築できる環境(PaaS、IaaS)を用意して、情報システムを構築・運用し(サービス提供に用いるシステムは第三者のシステム監査・セキュリティ監査を受ける)、国・自治体が当該サービスを利用する、という方式を提案します。

以上